

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第５条第１項の規定により届出があった大規模小売店舗について、武雄市長及び地元住民から提出された法第８条第１項及び第２項の規定による当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第８条第３項の規定により意見書を縦覧に供します。

令和８年７月１７日

佐賀県知事 山口 祥義

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：（仮称）武雄ファッションモール

所在地：佐賀県武雄市武雄町大字富岡字楠町１２８７６番１ 外

２ 届出の内容

大規模小売店舗の新設

３ 意見の概要

意見なし

４ 意見書の縦覧

（１）縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

（２）縦覧期間

令和 ８年 ７月１７日から

令和 ８年 ８月１７日まで